

影響しているでしょうか？
少子高齢化は四国遍路にどのような



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 少子高齢化が進む日本の中でも四国はさらに先に進んでいると言われていています。どの業界でも「この業界は求人難で困っています。」との話をよく聞きますが、特定の業種だからではなくどの業種も困っておられるのが実情と思われま

す。四国は4県を先頭にして「四国八十八箇所霊場と遍路道」を世界遺産に登録しようと活動しています。四国遍路の普遍的な価値を証明し、その資産を保護するための措置を示して国内暫定リストに登録され、その後、世界遺産としての登録が認められる様に努力しています。資産の保護について注意しないといけないのは、世界遺産に認められるとユネスコが保護してくれるのではなく、日本が国内法で保護することを明確にしないといけないことです。資産の保護は自分たちでする必要があるのです。

2 昨年7月に西日本豪雨が発生し四国地方も多大の被害を受けたことは記憶に新しいところです。高知県・愛媛県の県境から愛媛県南部にかけての被害が特に激しかったようです。「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会は関係自治体や四国地方整備局の協力の下、遍路道の被害状況と主として歩き遍路の方々のための安全情報を調査して公表されました。詳細は以下のURLで確認できます。

<http://88sekaiisan.org/pdf/20181205data01.pdf>

NPO法人遍路とおもてなしのネットワークでも四国八十八ヶ所霊場会の協力を得て、独自に調査をしました。これは実際に歩き遍路をされている方に地図を配布して遍路道の様子を報告して貰うという方法で行いました。お遍路さんからは41件の報告を頂きました。改めて協力された方々に感謝します。

3 被害状況調査は出来たのですが、被災した遍路道を復旧するには問題が残されています。遍路道には国道、県道、市町村道だけでなく、私道や管理者が特定されていない道も存在するのです。そのような道でも従来から地元の方々が遍路道の維持・管理をされてきて、お遍路さんが安全に通行することが出来てきたのです。管理者が特定できないような遍路道のある地

域は少子高齢化の影響を真っ先に受けている過疎地です。これまで遍路道を支えてきた人達がいなくなっています。道、特に世界遺産に推薦したい昔ながらの風情を残す遍路道などはしばらく歩かないと雑草や樹木が生い茂り通行が困難になります。このような遍路道を安全、快適に歩けるように維持管理する方法を考えないと歩き遍路が少なくとも伝統的な遍路道を歩くことは出来なくなる事すら起こりえるのです。

加茂谷へんろ道の会の主催で昨年12月2日に「四国遍路道フォーラム2018」が開催され、また世界遺産登録推進協議会では「受入態勢の整備」部会に「維持管理態勢構築全体会議」が設けられ、以下の4つの共通認識に基づいて対応策を議論することになっています。

- ①市町村以外で実際に維持管理を行っている者の高齢化等による人手不足
- ②市町村や実際に維持管理を行っている者の必要な資金調達や確保が困難であること
- ③通行に支障がある場合など維持管理に必要な箇所を速やかに管理者が把握する仕組みがないこと
- ④自治体や自治会によって遍路道の維持管理に取り組む姿勢に差があること

4 少子高齢化の影響は遍路道の維持・管理だけにとどまりません。遍路宿の廃業が深刻な問題になりつつあります。歩き遍路は通し打ちでは40日～50日をかけて遍路を結願するので遍路道沿いで40～50泊されます。スペインのサンティアゴ巡礼路の経験者、特に外国人遍路からは四国遍路の宿泊施設が量的にも質的にも貧弱であるとの指摘を受けます。

現状を改善する必要があるのに廃業する遍路宿が出てくればさらに状況は悪くなります。サンティアゴ巡礼では車利用を巡礼と認めていません。四国遍路では圧倒的多数が貸し切りバスや自家用車などの車を利用しています。車利用の場合は遍路宿が無くても既存の必ずしも遍路を対象としていない宿泊施設にも簡単に移動して宿泊可能です。歩き遍路の人には遍路道沿いの要所要所に遍路宿が欠かせません。少子高齢化に伴う遍路文化の衰退を心配しています。

中央会だより 1

小企業者組織化特別講習会を開催

本会は1月21日、高松国際ホテルにおいて、小企業者組織化特別講習会を開催し、県内の小企業者組合役職員や経営者ら160名の出席がありました。

講師に、日本経済や国際経済に精通され、政界、官界、財界での豊富な人脈を基に様々なメディアで活躍されている経済ジャーナリストの須田慎一郎氏をお迎えし、「いま起こっていること、これから起こること—これからの中小企業の生き方—」をテーマに、様々な例を挙げながらわかりやすく紐解くように講演いただきました。

講演のなかで「政治と経済は表裏一体。経済の動きしか見ていないと、先を見誤る。しっかりと政治の動向を見なくては」と持論を展開され、これからの中小企業の生き方に関しては「過去の成功体験では生きていけない。社会構造、消費構造も変化しており、発想を転換し、新たな市場、変化に対応する力が問われている」などと話されました。



▲経済ジャーナリスト・須田氏

中央会だより 2

新春交流会を開催



▲主催者挨拶の国東会長

本会は1月21日、高松国際ホテルにおいて新春交流会を開催し、会員等150名が出席しました。

はじめに、主催者を代表して国東照正会長より「本年も引き続き、会員組合及び組合員の皆様並びに地域の振興発展のため、中小企業団体唯一の専門支援機関として、組合等の連携強化や組織化による創業支援、新分野に進出する中小企業組合支援など国・県の中小企業施策に沿った各種事業を、より一層積極的に推進致します。また、厳しい経営環境の中、果敢にチャレンジする、意欲ある中小企業の皆様の一助となるよう、ものづくり・商業・サービスの分野で革新的な取り組みへの支援に努める所存であります」と挨拶しました。

続いてご来賓を代表して、四国経済産業局産業部長・由佐信次様、香川県審議監・安松延朗様、香川県議会議員・大山一郎様からご挨拶をいただきました。その後、株式会社商工組合中央金庫高松支店長・伊藤晋様の乾杯の発声のもと、終始和やかな雰囲気の中で、情報交換とともに会員相互の交流が図られ、盛会のうちに終了しました。



中央会だより 3

外国人技能実習制度適正化事業 第2回適正化講習会を開催



▲香川労働局監督課・白川氏

12月20日、ホテルパールガーデン(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に今年度2回目となる講習会を開催し、組合関係者ら約80名の出席がありました。

香川労働局監督課・白川博章氏を講師にお迎えし、「外国人技能実習生の適正な労務管理について」をテーマに、平成29年の技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導の状況や具体的な監督指導の内容とその具体的な対策について事例を踏まえながら説明をいただきました。

その他、監理団体(組合)が実習実施機関(組員企業)を監査する際に確認する労働基準法に係る法定帳簿等のポイント、2019年4月施行の改正労働基準法等について説明いただき、出席者は熱心に耳を傾けていました。

労働基準監督署では、中小企業の皆様の以下のようなお悩み・疑問に対する、労働基準監督官による「個別訪問相談」(相談無料)を受け付けております。ご希望の方はお気軽に管轄の労働基準監督署までお申込みください。

- ①労働基準法等の改正内容について
- ②36協定を含む労働時間制度全般について
- ③変形労働時間制に必要な書類の作成方法等について
- ④時間外労働等改善助成金等の支援制度について

会員ニュース

資料館、外国人客向けに「QRコード」で翻訳説明

日本手袋工業組合

手袋産業120年を記念して2008年につくられた日本手袋工業組合が運営する「香川のてぶくろ資料館」には、手袋に関するさまざまな資料が揃っています。

このたび、増加する外国人客向けに、「QRコード」を使って展示内容の紹介を多言語で行うサービスを開始しました。これまで同館では、ツアー客や組員が海外の取引先を招くなど、多い時には月数百人の外国人客の来訪があり、通訳を介した説明では時間がかかっていました。今回の導入により、各展示物の説明文の横に英語、韓国語、中国語に対応した3つのQRコードを掲示し、タブレット端末やスマートフォンなどでコードを読み込むと、各言語に翻訳した説明文や写真が現れます。また、貸し出し用のタブレット端末10台もあわせて導入されました。

組合事務局では「これまでは外国人が訪れた際、通訳を介した説明になり、限られた時間の中で、十分な対応ができていなかった。今回、QRコードを導入することでその手間が省け、来訪者も展示物を自由に見学できるようになり、好評を得ている」と話しています。



▲各展示物に3カ国語に対応したQRコードを設置

香川のてぶくろ資料館(東かがわ市湊1810-1)
TEL.0879-25-3208
開館時間/10:00~17:00(最終受付16:30)

「平成31年度当初予算案」及び 「平成30年度二次補正予算案」のポイント

平成30年12月21日、平成31年度予算案等が閣議決定されましたので一部抜粋してご紹介いたします。

基本的な課題認識と対応の方向性

●中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という3つの構造変化に直面。これらの構造変化に対応するため、①「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」、②「生産性向上・人手不足対策」、③「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」に重点的に取り組む。

●また、非常に大きな災害が頻発している状況を踏まえ、④「災害からの復旧・復興、強靱化」にもより一層取り組んでいく。

●加えて、消費税率引上げ(2019年10月)や、長時間労働規制(2020年4月)、同一労働・同一賃金(2021年4月)の中小企業への適用も見据え、⑤「経営の下支え、事業環境の整備」に引き続き粘り強く取り組む。 ※()内は平成30年度当初予算額

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進 [30補正 50億円/31当初 74億円(69億円)]

●本年度の「法人」向け事業承継税制の抜本拡充に続き、「個人事業者」の集中的な事業承継を促すため、10年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具・備品等の承継に係る贈与税・相続税の100%納税猶予制度を創設。

●事業引継ぎ支援センターの事業引継ぎデータベースにおける登録企業数を抜本的に拡充することで、M&Aを含めた事業承継支援を強化。併せて、事業承継ネットワークにおけるプッシュ型支援や事業承継補助金を引き続き措置。

②生産性向上・人手不足対策 [30補正 1,205億円/31当初 369億円(319億円)]

●「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」を一体的に措置。広報、補助金活用から効果検証まで一体的に実施(「中小企業生産性革命推進事業」)。

●生産性向上等に向けた支援措置を切れ目なく継続的に講じるため、従来補正予算で講じられてきた「ものづくり・商業・サービス補助金」の当初予算化を実現。

●都道府県が地域の実情に応じた販路開拓支援等の小規模企業政策に取り組むことを後押しするため、「自治体連携型持続化補助金」の当初予算化を実現。

③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大 [31当初 286億円(251億円)]

●地域中核企業等と連携して行う活動を新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援する「地域未来投資促進事業」を引き続き措置。

●マッチング・海外展示会等を通じた国内・海外販路開拓等を支援。

④災害からの復旧・復興、強靱化

●東日本大震災、熊本地震からの復旧・復興について、引き続き支援策を措置。

●平成30年7月豪雨、台風21号等、北海道胆振東部地震について、30年度予備費や一次補正でグループ補助金や持続化補助金等を措置。

●災害が頻発している状況を踏まえ、中小企業の防災・減災対策の普及啓発、BCP(事業継続計画)策定支援、自家発電設備等の導入支援等、中小企業の強靱化をトータルで支援。立法措置も含め検討。

⑤経営の下支え、事業環境の整備

消費税率引上げ、長時間労働規制や同一労働・同一賃金の中小企業適用も見据え、

●軽減税率対応のためのレジ導入補助金の基金を積み増すとともに、制度を見直し(対象事業者に旅館・ホテル等を追加、補助率を2/3→3/4に引上げ等)

●事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対策、取引適正化対策

●働き方改革実現に向けた支援(専門家派遣事業の増強、商工会等の機能強化)

●中小企業の経営指導(経営発達支援計画等)、資金繰り支援(政策金融・信用保証、マル経)

などに引き続き粘り強く取り組む。

※ 以上のほか、消費増税に伴う臨時・特別の措置として、商店街活性化支援を措置。

なお、詳しい情報は、中小企業庁ホームページ「中小企業対策関連予算」
(<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>)でご確認ください。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう!

常時雇用する従業員101人以上の企業は、仕事と子育ての両立のため一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知することが義務づけられています。(100人以下の企業は努力義務)
行動計画を策定して、認定に向けて是非、取り組んでください。

■一般事業主行動計画とは

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含め多様な労働条件の整備などの取り組みを行うために、

①計画期間、②目標、③目標達成のための対策と実施時期の3つの事項を定める行動計画のことです。

■事業主がすべきこととは

- ①一般事業主行動計画の策定
- ②一般事業主行動計画を社外に公表
- ③一般事業主行動計画の従業員への周知
- ④一般事業主行動計画策定届を労働局に届出
- ⑤一般事業主行動計画の実施



▲認定10回の「くるみんマーク」

■くるみん認定・プラチナくるみん認定とは

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)が企業に対して行う認定です。

企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。

■お問い合わせ先

香川県中小企業団体中央会・総務企画部(次世代育成支援対策推進センター)TEL:087-851-8311

香川労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ 介護休業制度等の措置を講じることは事業主の義務です!

親や家族の介護のために、やむをえず仕事を辞める「介護離職」が増加しています。こうした状況を踏まえ、育児・介護休業法では、労働者の仕事と介護の両立支援制度を定めています。

介護に直面する労働者が、希望すれば利用できる介護休業等両立支援制度について、あらかじめ就業規則等で規定しておきましょう。

▶詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html)

介護休業等に関する御相談は、
香川労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。
相談窓口:香川労働局雇用環境・均等室 TEL:087-811-8924



暖冬で季節商品の販売が低迷し、 年末商戦も昨年と比べ低調




2018年12月

Industry Information














































製造業	 <p>食料品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月20日出荷分から業務用小麦粉価格が改定され、麵用小麦粉25kg当たり130円、国産小麦粉25kg当たり200円の値上げとなっている。その関係で大手製粉会社から家庭用小麦粉価格の値上げがマスコミ等でニュースとなっている。(製粉製麵) ● 出荷高は、前年同月比104.1%であった。(調理食品) ● 日本冷凍食品協会による10月の冷凍食品生産数量は、前対98.8%となり、4カ月続けて昨対割れとなった。1月～10月の累計は、前年対比98.6%となった。暖冬のためか季節商材の落ち込みが大きい。また、資材や副原料などに加え、物流費・人件費・産廃費などが高騰しており、あらゆる面で見直しが必要となっている。(冷凍食品) ● 組合員の年末商戦は単月で売上増加には至っていないと推測される。当組合の生場出荷量は前年同月比で93%程度と低迷が続いている。景気は緩やかに回復基調にあると言われているが、実感がない状況にある。(醤油)
	 <p>繊維・同製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月は寒暖差が大きく出荷数も久しぶりに増えたものの、クリスマス前の暖かさで店頭の販売は苦戦した模様である。既に百貨店、量販店ではクリアランスセールに入っており、収益低下は避けられないが、来期のためにも少しでも多く売れることを望んでいる。(手袋)
	 <p>木材・木製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 製材工場では、県産木材の入荷が増加した。プレカット工場は、新築住宅の減少により、景況は悪化している。木材市場は、原木不足のため、製品の入荷は減少気味である。原木価格も上がっているが、製品の荷動きが悪いため転嫁できていない。(製材) ● 新築住宅着工戸数は、大きな変動はなく推移している。1戸に使用する木材の形態が、集成材、化粧シート貼り等に移行しているため、使用量が減少して、業況は厳しい。(木材)
	 <p>印刷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各事業所より12月頃から紙の値上げが1月に実施されるとの報告を受けた。原材料が20%以上高騰して、人件費も上昇している。これでは印刷業界が立ち行かなくなると思われ、憂慮している。(印刷)
	 <p>窯業・土石製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 連合会での共販を、4月1日スタートに向けて周知を実施中である。スムーズな移行を目指している。(生コンクリート) ● 長年据え置かれてきた加工賃の値上げ意向を、業界紙等に掲載した。後継者育成や機械の修繕など、今後も産地が継続していくための要望である。業界としては、悪化傾向の中、どのように受け止められるのか不安は残るが、これ以上の収益悪化は限界である。(石材加工)
	 <p>鉄鋼・金属製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 二段階、三段階の原材料、副資材の値上がり、売上高に対して徐々に食い込んできている。物流に係る経費は、特に目立っており、業界として加工賃のアップを要望したいところではあるが、思うようにいかない現状がある。働き方改革関連法施行による人件費への影響が懸念される昨今である。(鍍金) ● 県内の設計事務所及びゼネコンからの見積件数はやや少なく、高力ボルト・コラムの需給がひっ迫している状況が続いている。しかし、他県からの依頼物件は多く、トータル的に多忙感があり、19年度前半は現在の状況が継続されると思われる。(建設用金属)
	 <p>輸送用機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在は操業が安定していますが、来年度は工事が少ないと思われます。不安な状況です。(造船)
 <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点では動きはないものと考えられる。ただ、今年はオリンピック、パラリンピック関連の受注はあるものと予想される。(団扇) ● 11月後半から取引が活発になってきましたが、12月中頃から業況が悪化しました。前年同月と比べると10%の減少でした。防衛省の布団の資材が少し入ってきたので、年末から取りかかっています。(綿寝具) 	
非製造業	 <p>小売業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 天候に恵まれて野菜の豊作が伝えられたことで、例年の冬の相場とは違ったように思えた。(青果物) ● ガソリン価格の転嫁は終わったが、販売数量減が5%以上であるとの組合員が多い。利益を確保できる単価になったが、数量減のため、相変わらず厳しい状況である。灯油関係も暖冬の影響からか、販売数量が5%以上減少している。(石油) ● 4K、8K放送が12月1日から送信されたが、販売低調が目立っている。逆に動きの良かった商品は、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冬物家電だった。総合的には販売は低調である。今後も通販に押され、売価等で利益が出ない状況が続くことが、今年の課題だ。(電機)
	 <p>商店街</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月上旬に気温が下がり、アパレルを中心とした季節商品の動きに期待したのも束の間、中旬には気温が上がり、数字が伸び悩んだ。また、大幅な株価の下落もあり、富裕層を中心に好調さを、ここ1年維持してきた高額品(アパレル、宝飾貴金属、絵画、化粧品等)にもブレーキがかかり始めた。インバウンドと富裕層に支えられて前年並みか、それ以上の結果を残してきたが、年間で一番大きな売上を作る12月に大きくダウンすることは必至で2019年の先行きが思いやられるところである。インバウンド客は増え続けており、街に活気のあるうちに、株価が22,000～23,000円まで戻せなければ、改元のお祝いムードも吹き飛ばしていかねず、心配している。(高松市) ● 一昨年前の秋に松福町にスーパーがオープンしてから、この1年余り通行人が確実に減っています。特に商店街内のスーパーは影響が見受けられ、売上が減少しているようです。人の流れが変化した1年でした。商店街も売上の増加が見込まれません。厳しくなるばかりです。忘年会の予約も減り飲食店も大変です。(高松市) ● 12月が「かき入れ時」だったのは、はるか昔の事だが、今年の12月の消費業況は特にひどい惨状といえるものだった。物販は売れなくなって長いが、今年は食品関係でも「とにかく悪い」という声を聞いた。12月は「売れる特別な月」ではなくなった。商工会議所商業部会が主催する「歳末大感謝祭」を今年も実施して、数字実績は前年並みだった。効果を感じる販促事業も難しい現実にあるが、細々とでも継続してやるのが大切で、その中からまた新しいアイデアが出てくると思う。(丸亀市) ● 建設、薬局、飲食、運送、理美容など許認可が必要な業種は、ある程度安定していると思える。逆に言えば、当店としても、現況の延長線上にある許認可が必要な事業を模索しようと考えている。(観音寺市)

12月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-20.8ポイントで前月調査の-25.0ポイントから4.2ポイントの改善となった。収益DI値は-25.0ポイントで前月調査の-20.8ポイントから4.2ポイントの悪化となった。景況DI値は-20.8ポイントで前月調査の-29.2ポイントから8.4ポイントの改善となった。

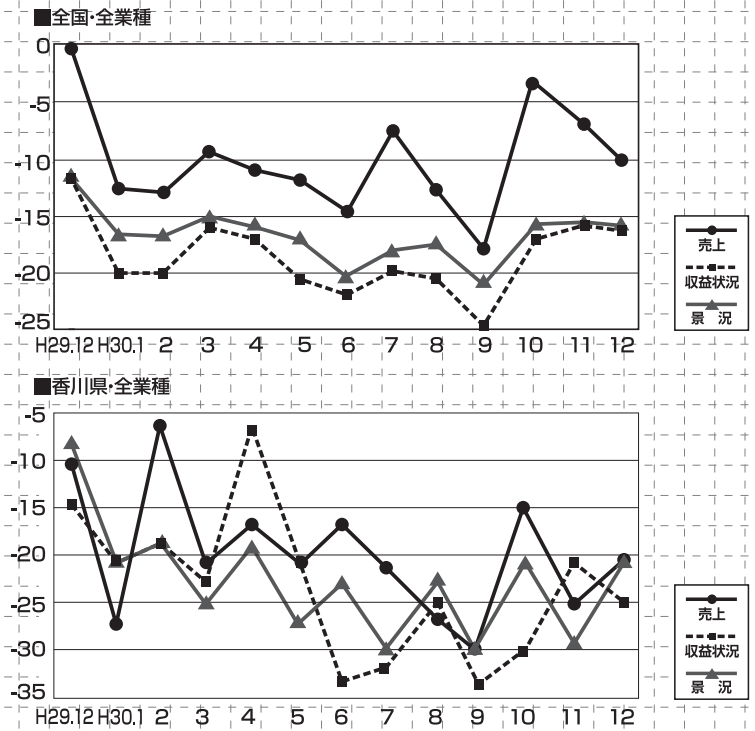
暖冬で季節商品の販売が低迷しており、年末商戦も昨年と比べ低調であった。人手不足は慢性化しており、出荷や納期にも影響が見られる。

非製造業	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ●年末商戦の需要により受注は増加したが、他業者との競争により利益率は悪化している。やはり、下請け等の確保が困難である。また、営業、デザイン、現場管理等の人間の採用も困難である。(ディスプレイ) ●当社では売上が、先月に続き、前年比を30%近く下回る大きな下落であった。大きな大会等はなく、非常に厳しいものであった。(旅館) ●2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催が予定されています。2021年に我々理美容業界の技術大会の最高峰であるOMC(世界理容美容機構)の世界理美容技術選手権大会が日本で開催されることになりました。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> ●2019年度当初予算案の公共事業費は、消費税率の引き上げに伴う需要変動を抑える「臨時・特別の措置」並びに昨年発生した大規模災害を受けて、「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」等もあり、対前年度比15.6%増と大幅に増額される予定で、今後向こう3年間は公共工事の安定した工事が期待され、業界としては明るいニュースである。ただ、一時的に工事が増減することは、健全な会社経営のためには好ましくなく、長期的に安定・標準化された工事が望まれる。(総合建設)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方の景気回復は、一部明るさが見られるものの、タクシー業界は低迷して、営業収入、輸送人員とも減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。三豊市内の事業者が12月末で廃業した。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要が集中する午前中や夕方の時間帯など配車依頼に十分に対応できていない状況となり、お客様の待ち時間が長くなるケースとか、お断りするケースがある。(タクシー) ●平成30年11月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、2.4%増となり、対前月比では、2.0%減となった。また、11月分利用車両数の対前年同月比は、増減がなかった。(トラック) ●資源エネルギー庁が12月19日に発表したガソリンスタンド等の軽油店頭現金価格週次調査によると、17日時点での軽油の全国平均価格は1ℓ当たり前週に比べ1.2円値下がりして128.3円(税込)となり8週連続下落した。原油安を受けた石油元売り各社の卸値引き下げが店頭価格に反映されて、47都道府県で下落した。地域別では富山や香川が前週から2円以上値下がりした。日銀高松支店が12月14日、12月の企業短期経済観測調査を発表した。業況判断指数は、全産業で前回調査(9月)から1ポイント上昇の9となり、2期連続で改善した。一方で、非製造業は14であった。前回調査から1ポイント低下したものの、高水準を維持している。3か月後は全産業で8を見込む。製造業はプラス幅が拡大して4、非製造業は11の見通しである。四国運輸が12月17日に発表した平成30年度上期(4～9月)の運輸の動きでは、一般貨物が5%増加である。宅配貨物は10%を超える減少となった。要因としては、7月の豪雨災害、働き方改革の一環として受注の抑制や運賃改定等を挙げている。また、12月8日には、「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が、参議院本会議で可決・成立した。ドライバーの労働条件改善・業界健全化へ大きく前進した。同法一部改正は「働き方改革」関連法の施行に伴い、2024年度からトラックドライバーに時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、緊急にドライバーの労働条件を改善していくために実施されるものである。骨子は、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入である。荷主に対する働きかけと標準的な運賃の告示制度は働き方改革に対応して2023年度末までの時限措置となっている。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
	その他			

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

経営支援総合金融サービスのご案内

サービス概要

組合支援	生産性向上、事業再生、新事業進出等の様々な課題やニーズに対し、中小企業組合を起点とした情報提供や組合施設の再整備等への金融支援に積極的に取り組んでまいります。
事業承継支援	事業を承継されるお客さまに対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
海外展開支援	商工中金は、4つの海外拠点を設置しているほか、海外の政府機関・金融機関と業務提携を行っています。海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面からお客さまの海外展開をサポートいたします。
M & A	企業の紹介から、企業価値の算定、諸条件の調整、最終履行までお手伝いいたします。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを生かし、仕入先・販売先、技術・業務提携先など、お客さまの成長につながるビジネスパートナーをご紹介します。

なお、上記掲載は、サービスの一部ですので、詳しくは高松支店までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

株式会社商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8 TEL.087-821-6145 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 融資制度のご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（国民、中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円） 【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利率（年）	基準利率 ただし、設備資金（土地に係る資金は除く）については、①国民生活事業は7,200万円まで、②中小企業事業は2億7,000万円まで、それぞれ基準利率-0.9%

○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） （指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業）
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 （うち据置期間）	10年超15年以内（3年以内）
利率（年）	ご融資額 2億7,000万円以下 0.16~0.35%（※） 2億7,000万円超 0.31~0.50%（H31.1.24現在） （※）資金使途により2億7,000万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

中小企業庁からのお知らせ 軽減税率対策補助金の補助対象の拡大等について

中小企業庁は、2019年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、複数税率に対応するレジの導入支援、受発注システムの改修等を補助金により支援してきましたが、全国の中
小企業・小規模事業者等からの制度拡充の要望を踏まえて、軽減税率対策補助金の制度を
拡充し、軽減税率制度の実施に向けた事業者の準備の加速化を支援していきます。

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

■中小企業庁ホームページ■

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>

安心 安全

国がつくれた

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または
会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、
事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や
災害時などに事業資金等の貸付けが
受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等
滞納の差押え以外は差押禁止債権とし
て保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

経営者のための
退職金制度です!

お申し込み・お問い合わせは...

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4F)
TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模共済

検索

www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	一切なりゆき ~樹木希林のこぼれ~	樹木希林	文藝春秋/864円
2	宝島	真藤順丈	講談社/1,998円
3	妻のトリセツ	黒川伊保子	講談社/864円
4	日本国紀	百田尚樹	幻冬舎/1,944円
5	トラベジウム	高山一実	KADOKAWA/1,512円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）

